

公益財団法人千葉市産業振興財団 支援事業の利用に係る運用基準

- 1 財団の支援事業のうち、以下に定義される「みなし大企業」の利用は原則不可とする。
ただし、事業成長を目的とするベンチャーキャピタルからの出資により、みなし大企業に定義されるものは対象とみなすものとする。

(みなし大企業の定義)

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
(この場合の大企業とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。)

- 2 財団の支援事業のうち、下記事業についての支援は、原則連続2年までとする。

①新規市場開拓支援事業

ただし、トライアル発注認定事業の認定期間内に当該製品・役務を出展する場合は、本項で定める連続支援の対象外とする。

②産学共同研究促進事業

ただし、支援を連続2年受けようとする者の研究テーマは、事業化が比較的早期に見込まれる場合を除き、1年目と2年目が同一であってはならない。

- 3 財団の支援事業のうち、特許等取得支援事業の支援対象となる出願は、過去に支援実績の無い特許権、実用新案権、意匠権、商標権を日本国特許庁に出願(日本国特許庁を受理官庁とするPCT国際出願を含む。)する場合に限る。

附則

この運用基準は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この運用基準は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この運用基準は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この運用基準は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この運用基準は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この運用基準は、令和5年4月1日から適用する。